

窓口	戸籍住民課（1階）		054-287-8611
⑥	<p>市内で転居したとき</p> <p>※転居してから14日以内に戸籍住民課に異動届を提出してください。 (住み始める前では受付できません)</p>	<p>【届出人】 本人（15歳以上）または新旧住所の同一世帯員 法定代理人（成年後見人、親権者〔異動する人が15歳未満の場合〕等） 任意代理人（委任者本人が記入した委任状をお持ちの方）</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/>本人確認書類（運転免許証、パスポート等） <input type="checkbox"/>マイナンバーカード（お持ちの方） <input type="checkbox"/>外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/>委任状（任意代理人が届出する場合、委任者本人が記入したもの） <input type="checkbox"/>成年被後見人の登記事項証明書等（法定代理人の場合、その資格がわかるもの）</p> <p>【マイナンバーカードをお持ちの方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの住所変更はカード交付時に設定した4桁の暗証番号が必要です。 ・署名用電子証明書を引き続き使用する場合は、原則本人による手続きが必要となります。 	
	<p>公立小・中学校に転校する場合</p>	<p>戸籍住民課で転学通知書を交付します。（転学通知書は、今まで通学していた学校に持って行き、そのあと転校する学校へ届けてください。）</p> <p>※今まで通学していた学校へ引き続き通学を希望する場合は、職員に申し出てください。 問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】</p>	
<p>家庭ごみの出し方や収集日については収集業務課（静岡庁舎 新館 13階 054-221-1365）へお問合せください。</p>			



窓口	障害者支援課（1階）		
⑮	<p>身体障害者手帳を持っている人が転居した場合</p>	<p>【届出人】 本人、家族、親族</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/>身体障害者手帳</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>	
	<p>療育手帳を持っている人が転居した場合</p>	<p>【届出人】 本人、家族、親族</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/>療育手帳</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>	
	<p>精神障害者保健福祉手帳を持っている人が転居した場合</p>	<p>【届出人】 本人、家族、親族</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/>精神障害者保健福祉手帳</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8690】</p>	
	<p>自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療） を受給している人が転居した場合</p>	<p>【届出人】 本人、家族、親族</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/>自立支援医療受給者証</p> <p>問合せ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】</p>	
	<p>重度心身障害者医療費助成を受けている人が転居した場合</p>	<p>【届出人】 本人、家族、親族</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/>受給者証</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>	
	<p>特別児童扶養手当、特別障害者手当、 障害児福祉手当、経過的福祉手当 を受給している人が転居した場合</p>	<p>【届出人】 本人、家族、親族</p> <p>問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>	
	<p>障害福祉サービスを利用している人が 転居した場合</p>	<p>【届出人】 利用者又はその依頼を受けた方</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/>障害福祉サービス受給者証（施設入所している障害児は除く）</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8690】</p>	

窓口 保険年金課 (2階)		
⑳	<p>国民健康保険の加入者が転居した場合 または国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主が転居した場合</p>	<p>「資格確認書」を持参してください。（「資格情報のお知らせ」はなくても可） 戸籍住民課での転居手続後に、「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を交付します。</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> 本人確認書類（運転免許証、パスポート等） <input type="checkbox"/> 「マイナンバーカード」または「通知カード」（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 転居する方の「資格確認書」 ※世帯主が転居する場合、世帯の加入者全員の「資格確認書」を持参してください。（マイナ保険証の登録があり「資格情報のお知らせ」が交付されている場合、「資格情報のお知らせ」はなくても問題ありません。）引き続き、旧住所に加入者が残る場合は、記号番号や世帯主名等を変更します。 <input type="checkbox"/> 限度額適用・標準負担額減額認定証（お持ちの方） <input type="checkbox"/> 特定疾病療養受療証（お持ちの方）</p> <p>問合せ先【保険第1、第2係 054-287-8621】</p>
㉑	<p>後期高齢者医療制度の加入者（75歳以上または一定の障害があると認定を受けた65歳以上75歳未満の方）が転居した場合</p>	<p>戸籍住民課での転居手続後、後期高齢者医療制度の案内を受けてください。 「資格確認書」を、新住所宛てに後日郵送します。</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療資格確認書 <input type="checkbox"/> 「特定疾病療養受療証」（お持ちの方）</p> <p>問合せ先【後期高齢者医療制度担当 054-287-8612】</p>
㉒	<p>【年金加入者】 国民年金の加入者が転居した場合</p>	<p>・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】 ・国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関やコンビニ等で引き続き使用できます。</p>
	<p>【年金受給者】 老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者が転入した場合 60歳以上で、まだ年金を受給していない方が転入した場合</p>	<p>・マイナンバーと基礎年金番号が結びついている方であれば、原則住所変更に関する届出は不要です。 ・マイナンバーと基礎年金番号の結びつきの状況については、年金事務所へお問合せください。 【静岡年金事務所：054-203-3707】 ・共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。</p>

窓口 駿河税務センター (2階)		054-287-8669
㉓	<p>原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカーの所有者が転居した場合</p>	<p>特に届出の必要はありません。新しい住所（お名前）での標識交付証明書が必要な場合は、下記をお持ちいただき、再発行の手続きをしてください。</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> 標識交付証明書（残っている場合） <input type="checkbox"/> 窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）</p>
<p>原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問合わせについては下記をお願いします。</p>		
	<p>バイク（125cc超〜）と普通自動車</p>	<p>【静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050】</p>
	<p>軽三輪・軽四輪車（660ccまで）</p>	<p>【軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776】</p>

窓口 高齢介護課 (2階)		介護保険係 054-287-8679
㉔	<p>介護保険被保険者証を持っている人が転居した場合</p>	<p>【届出人】 本人または家族</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> （お持ちの方） 介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証 社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証</p> <p>問合せ先【介護保険係 054-287-8679】</p>

窓口	子育て支援課 (2階)	
24	児童手当受給者及び対象児童、算定対象となる児童の兄姉（18歳以上22歳以下）が転居した場合	<p>【届出人】 受給者</p> <p>※詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p>
	児童扶養手当受給者及び受給対象児童が転居した場合	<p>【届出人】 受給者</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書</p> <p>※持ち物は事情により異なりますので詳しくは、子育て支援課給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-202-5815】</p>
	ひとり親家庭等医療費助成金受給者及び対象児童が転居した場合	<p>【届出人】 受給者</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> ひとり親家庭等医療費助成金受給者証</p> <p>※持ち物は事情により異なりますので詳しくは、子育て支援課給付係へお問合せください。</p> <p>問合せ先【給付係 054-202-5815】</p>
	子ども医療費受給者証を持っている子どもが転居した場合	<p>【届出人】 保護者</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> 子ども医療費受給者証、子どもの加入医療保険情報が分かるもの（コピー可）</p> <p>問合せ先【給付係 054-287-8674】</p>
	こども園等に通園（申込）している児童・父母及び同居家族が転居した場合	<p>【届出人】 保護者</p> <p>※給付認定変更申請書兼届出事項変更届を提出していただきます。</p> <p>問合せ先【入園係 054-287-8673】</p>

窓口	お客様サービス課 (3階) 上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132	
水道・下水道の使用を始めるとき 井戸水をご使用で公共下水道に排水している世帯に人数の変更があるとき	<p>電話または水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。</p> <p>連絡先 【上下水道お客様サービスセンター電話 054-251-1132】</p> <p>受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時</p> <p>※ただし3、4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時も受け付けます。</p> <p>水道使用開始・中止等申し込みフォーム</p> <p style="text-align: center;">https://logoform.jp/form/79j2/448554</p> <div style="text-align: right;"></div>	
口座振替納付をご利用する場合	<p>金融機関の窓口でお申し込みください。</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> お客様番号の分かる「水道（下水道）使用水量等のお知らせ」等</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> お届け印</p> <p>※静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービス課窓口でお申し込みも可能です。</p> <p>【持ち物】 <input type="checkbox"/> 対象金融機関のキャッシュカード</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 顔写真付きの本人確認書類</p> <p style="text-align: center;"><input type="checkbox"/> 使用者以外の方が申し込む場合は委任状</p> <p>※ただし、前住居で口座振替をご利用されていた方は、転居先でも引き続き同じ口座をご利用いただけます。使用開始・中止のお申し込みの際、一緒にお申し付けください。</p> <p>※下記金融機関はインターネットからもお申し込み可能です。</p> <p>静岡銀行、清水銀行、スルガ銀行、静岡中央銀行、名古屋銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農業協同組合、静岡市農業協同組合</p> <p>お申し込みはこちら→https://www.city.shizuoka.lg.jp/s5947/1001.html</p> <div style="text-align: right;"></div> <p>詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問合せください。</p>	

静岡庁舎

窓口	新館 3階 静岡市まちづくり公社（市営住宅）		054-221-1253
市営住宅の入居者全員が転居する場合	返還届の提出（退去する15日前まで。用紙は静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社にあります。 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 名義人の口座番号等のわかるもの <input type="checkbox"/> 転居先の住所と電話番号		
市営住宅の名義人が転居する場合	静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社へお問合せください。		
同居人が転居する場合	異動届の提出（用紙は静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社にあります。） 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 世帯全員が記載されている住民票の写し（転居者に×印のついているもの 続柄・本籍記載）		
転居者が市営住宅に同居する場合	同居の承認基準がありますので静岡庁舎新館3階静岡市まちづくり公社で確認してください。 ※持参するものはそのときに説明します。		

窓口	新館 13階 廃棄物対策課	浄化槽推進係 054-221-1264
浄化槽の使用を開始する場合 浄化槽を廃止・休止する場合 浄化槽管理者（浄化槽を使用する世帯の世帯主）を変更する場合	【届出人】 本人または家族（電話でも可）	
し尿くみ取りを新規に始める場合 し尿くみ取りを廃止する場合 し尿くみ取りをしている家庭で人数が変更になる場合		

窓口	新館 14階 高齢者福祉課	高齢者支援係 054-221-1201
外国人高齢者福祉手当を受けている人（S7.4.1 以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり）が転居した場合	手続きが必要ですので、【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】へご連絡ください。	

窓口	新館 15階 戸籍管理課 霊園・斎場係	054-221-1297
愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園の利用者 （名義人）が転居した場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 市営墓地利用者住所変更届出書 <input type="checkbox"/> 新住民票 <input type="checkbox"/> 市営墓地利用許可証 ※後日、提出または郵送していただけます。 ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所4階 地域総務課での手続きとなります。	
市営納骨堂利用者が転居した場合	届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 納骨堂利用者住所変更届出書 <input type="checkbox"/> 新住民票 <input type="checkbox"/> 納骨堂利用許可証 ※後日、提出または郵送していただけます。	

窓口	新館 15 階 市民自治推進課		自治活動支援係 054-221-1265
戦傷病者手帳を持っている人が転居した場合	戦傷病者異動等届を提出 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> 転居したことが確認できる住民票の写し <input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類		
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の申請者が転居した場合	市民自治推進課までご連絡ください。		

庁 舎 外

窓口	動物愛護センター		
犬の飼い主として登録してある人が転居した場合	【届出人】 本人または家族（電話でも可） ※マイクロチップが装着された犬の場合、市への届出が不要になる場合があります。		
〔連絡先〕 動物愛護センター			
動物愛護第1係	静岡市葵区産女953番地	(葵区・駿河区)	054-278-6409
動物愛護第2係	静岡市清水区役所2階	(清水区)	054-354-2403
蒲原支所地域振興係	静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号	(清水区蒲原)	054-385-7730

窓口	市立図書館各館				
図書館資料を借りたい場合	【届出人】 本人または家族 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 現住所、名前、生年月日が確認できる証明書（例：免許証、マイナンバーカードなど） ※電子申請サービスからも申請が可能です（証明書の画像の添付が必要です）				
〔図書館連絡先〕					
中央図書館	054-247-6711	北部図書館	054-653-1817	御幸町図書館	054-251-1868
麻機分館	054-248-5035	藁科図書館	054-278-4100	美和分館	054-296-6501
南部図書館	054-288-2151	清水中央図書館	054-354-1331	西奈図書館	054-265-2556
清水興津図書館	054-360-4311	長田図書館	054-259-7878	蒲原図書館	054-388-3456

窓口	保健所総務課 疾病対策係 1/2	054-249-3177
特定医療（指定難病）受給者が転居した場合	【届出人】 本人または家族 ※まずは、担当者にお問合せください。 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 特定医療（指定難病）受給者証 ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。	
小児慢性特定疾病医療受給者が転居した場合	【届出人】 本人または家族 【持ち物】 <input type="checkbox"/> 小児慢性特定疾病医療費医療受給者証 ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。	

窓口	保健所総務課 疾病対策係 2/2		054-249-3177
自立支援医療（育成医療）受給者が転居した場合	【届出人】	本人または家族	
	【持ち物】	<input type="checkbox"/> 自立支援医療受給者証（育成医療） ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。	
未熟児養育医療受給者が転居した場合	【届出人】	家族	
	【持ち物】	<input type="checkbox"/> 養育医療券	
被爆者健康手帳を持っている人が転居した場合	【届出人】	本人または家族	
	【持ち物】	<input type="checkbox"/> 被爆者手帳 <input type="checkbox"/> 転居したことがわかる住民票の写し <input type="checkbox"/> 被爆者が手当を受けている場合は手当証書 <input type="checkbox"/> 本人の振込金融機関の口座番号のわかるもの	

窓口	感染症対策課 予防接種係		054-249-3173
予防接種シールの発行を受けた人が転居した場合	予防接種シールの住所欄を保護者の方が訂正してください。 （旧住所を二重線で消し、余白に新住所をご記入ください。） 戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、保健所、保健所清水支所または各保健福祉センター（GW後 は各健康相談窓口）等で、新住所が印字された予防接種シールを発行することもできます。（ <u>母子健康手帳 を持参してください。</u> ）		